

第5回川口市総合計画審議会 議事概要

- 日時：平成27年6月3日（木） 14時～16時
- 場所：鳩ヶ谷庁舎 3階 304・305会議室
- 出席委員：小嶋会長、金井副会長、齋藤委員、吉田委員、松本委員、木岡委員、板橋委員、石川委員、伊藤委員、岡田委員、金澤委員、武井委員、龍口委員、邊田委員、山岡委員、山崎委員、森住委員、谷田部委員
- 欠席委員：小原委員、操木委員
- その他出席者：池田福祉部長、田村長寿支援課長、渡辺均介護保険課長、大久保子ども部長、板倉子ども育成課長、須佐子育て相談課長、藤波保育課長、飯田健康増進部長、佐藤保健衛生課長、竹内保健所準備室長、鈴木国民健康保険課長、藤田高齢者保険事業室長、香山保健センター所長、栗津技監兼都市計画部長、押田都市整備部長、中村都市整備管理課長、新井市街地整備室長、田島区画整理課長、原田医療センター事務局長、沼口庶務課長、林医事課長、江連生涯学習部長、古澤教育総務課長、倉持生涯学習課長、茂呂学校教育部長、井上学務課長、鈴木政策審議室長、堀政策審議員、秋葉政策審議員、大竹政策審議員、富田政策審議員、瀬切企画総務課長、小山企画総務課長補佐兼企画総務係長、小川主査、芝崎主査、吉川主査、芦澤主任、山本主任、野村総合研究所横山氏、野村総合研究所山口氏
- 議題：議事
 - (1) 今年度審議会の進め方について
 - (2) 第5次川口市総合計画案文について
 - ①5-1. 基本計画総論
 - ②5-2. 基本計画各論
 - A. 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”
 - A-1：健康を育むまちづくり
 - A-2：健やかな子育て・子育て環境づくり
 - A-3：高齢者の暮らしの安心・生きがいくくり
 - (3) その他
- 傍聴人の数：5名
- 会議資料：次第
 - 川口市総合計画審議会委員名簿
 - 第4回川口市総合計画審議会 議事概要
 - 資料 第5次川口市総合計画 案文

資料1 第5次川口市総合計画書の構成(案)

資料2 平成27年度川口市総合計画審議会等スケジュール

持参資料1 第5次川口市総合計画案文

1. 開会

【会長】

- ・会長より第5回川口市総合計画審議会の開会宣言があった。
- ・会長より欠席委員の報告があった。

2. 委嘱書交付

- ・小嶋会長より、委嘱書の交付があった。
- ・委嘱された委員より挨拶があった。
- ・異動により新たに配属となった部長より挨拶があった。

3. 議事

- ・審議を傍聴したい旨の届出が5名より提出があり、これを許可した。
- ・事務局から配布資料の説明があった。
- ・本日の会議署名人の選任があった。

(1) 今年度審議会の進め方について

【会長】

それでは、審議に入りたいと思うが、前回の審議会から少し時間が空き、また本日からご参加いただく委員さんもいるので、おさらいも兼ねて、議事の(1)「今年度審議会の進め方」について、事務局から説明願う。

【企画総務課長】

会長から話があったとおり、昨年度の振り返りも含めて説明をさせていただく。資料1をご覧ください。

これは、第5次総合計画書の構成であるが、昨年度の11月から3月まで、4回開催した審議会において、3の序論と4の基本構想の部分について、全てのご審議をいただいたところである。各委員には、修正済の水色の冊子を送付させていただいた。

今年度は、5の基本計画を審議してもらうことになるが、スケジュールとしては、資料2のとおり、本日から第9回までの5回で、基本計画の総論と各論を審議してもらい、第10回・第11回の2回で地域別計画を審議してもらう予定である。地域別計画については、各論での内容を地域別に落とし込んだ内容が含まれることから、各論の審議の進捗がある程度進んでから、各委員に配布させていただく予定なので、ピンク色の冊子は、基本計画の中でも総論と各論までとなっている。

第11回の審議会までにこのスケジュールで、地域別計画まで審議してもらうが、進捗によっては、最終調整の必要もあるので、第12回の審議会をその場として設定している。

その後、審議いただいた案について、11月中旬から12月の中旬にかけてパブリック

コメントを実施し、その調整結果を第13回の審議会にて、最終的な答申案としてまとめる予定である。そして市長への答申後、議会へ上程し、議決されたら平成28年度4月から第5次総合計画のスタートとなる。

このように策定までのスケジュールは大変厳しく、審議会も1ヶ月に1回だけではなく、2回開催する月もあるため、各委員には多忙の中、恐縮ではあるが、このスケジュールでご協力いただきたい。

また、昨年度は審議会で頂いた意見の中で、調整が必要なものに関しては次回の審議会にて調整結果を報告し、修正案が承認された後、その日予定している審議に入るという流れで進めた。

しかし、ご案内したとおり、厳しいスケジュールであるため、次回の審議会にて、直ちに調整結果を報告できない場合も想定される。調整結果の報告に関しては、調整・整理が済み次第、随時、報告させていただくことを了承願いたい。

また、会議は限られた時間であることから、より効率的に各委員の意見を頂くため、昨年度と同様に、会議終了後、一定の期間、意見を頂く機会を作りたいと考えている。

円滑に審議が進められるよう、各委員のご協力を願いたい。

【会長】

ただ今、今年度の審議会の進め方について、事務局から説明があった。説明について、何かご意見があったらお願いしたい。特に新しく入った委員はいかがか。

それでは、ご意見がないようなので議事の(2)第5次川口総合計画案文に移りたいと思う。進め方については、基本計画総論から順次説明してもらい、その都度審議するかたちで進めたい。まず5-1.基本計画総論について事務局から説明をお願いする。

(2) 基本計画の概要について

【企画総務課長】

3ページ・4ページをご覧ください。

(2)の人口と世帯数の推計では、本市の人口を、基本計画の目標年次である平成32年には概ね60万人になると推計し、記述している。

4ページには、平成17年・22年・27年の、各年1月1日時点の人口の推移を、平成32年以降は推計値の推移を、年齢別にまとめたものを記載している。

わが国の将来推計人口は、国勢調査の結果を基に、国立社会保障・人口問題研究所が推計した数値を公表しており、県や市町村も、人口の推計を行なう場合は、この人口問題研究所による推計が広く活用されている。

しかしながら、今年は国勢調査の実施年であり、人口・世帯の結果がまとまるのは、平成28年10月末ごろのため、国勢調査の数値を使用するとした場合、5年前の平成22年の数値を基に推計することになってしまう。

また、本市では平成22年の国勢調査の数値と、本市が「川口市の人口」として公表している住民基本台帳による人口とでは乖離が見られる現状もある。

本市では、住民基本台帳人口を基に、給付や通知などを行っており、本推計を将来にわたる様々な事務の基準として活用するため、人口問題研究所の推計方法を基にしてはいるが、5年前の国勢調査の数値ではなく、住民基本台帳による最新の数値を用いることにした。

また、近年の本市人口の伸びをみると、人口問題研究所の推計よりも上回る傾向があることから、この傾向は本計画の目標年次までの5年間は続くと想定し、本市の特徴を踏まえた推計を将来推計人口とした。ただし、世帯数の推移は人口問題研究所が推計した埼玉県の影響を参考に推計している。

目標年次以降の推計人口については、後期計画の改訂に際して、前期計画期間の人口の推移など、本市の状況を考慮し、推計しなおす予定である。

5ページ・6ページをご覧ください。

(3)の土地利用構想では、市民にとって様々な活動の基盤である土地利用にあたって、本市の発展の方向性を長期的に見据え、地域特性と均衡ある発展を考慮しながら進める必要があるとの考えのもと、その方向性を記述している。

まず、ゾーニングとして、工業・商業・サービス業などの産業と住宅が混在する南部と西部、緑豊かな安行台地を中心とする北部と東部と捉え、それぞれの課題を解決し、地域の特性を活かした都市の形成をめざすとしている。

次に、拠点形成として、鉄道駅周辺においては商業の集積など生活に密着した拠点、また、水と緑の自然資源や歴史・文化資源を活かしたレクリエーション拠点、そして、伝統的な植木やものづくり、新しい映像・情報など産業の拠点について、それぞれ拠点形成をめざすとしている。

次に、水と緑の空間形成として、荒川や芝川などの河川・水辺環境、また、見沼たんぼや安行台地をはじめとする緑の資源を守り、それらを活かした憩いの場などを整備・創出するとしている。

6ページの都市構造図では、現行の第4次総合計画を補完する「合併基本計画」の土地利用構想図を元に市外ではあるが、近接し関連性のある見沼代親水公園駅や東浦和駅を生活拠点として表記するなど、若干の修正を加えている。

土地利用構想については、今後、「川口市都市計画基本方針」の改定が予定されていることから、後期計画では、その新しい方針と相互に整合を図りながら改定していきたい。

7ページ・8ページをご覧ください。

(4)施策・単位施策の一覧では、前回までにご審議いただいた「6つのめざす姿」を具体化するために今後市として推進すべき「施策」と、その施策の実現のために取り組むより具体的な「単位施策」を体系として、一覧にまとめたものである。ここに示されている6つのめざす姿の下には全23の施策が位置づけられており、基本計画各論では、その

施策ごとに見開き 2 ページにまとめている。基本計画総論の説明は以上である。

【会長】

5-1. 基本計画総論について事務局から説明があったが、何か質問や意見はあるか。

【委員】

今、説明した内容は、前と随分スタイルが変わったと思う。前は現況と課題の記述が多くて、単位施策の部分が分かりにくかったが、今回のまとめ方はかなり具体的に書いてあるので、これは良いと思う。ただ一点だけ、前回の計画の中では目標指標や関連資料を本文の中に入れて記載をしていたが、今回はその点をどう扱うのか。例えば、別箇に資料集を作るとか、あるいは既存の公表データがあるから、あえて作らないとか、その考え方を確認したい。

【企画総務課長】

目標指標については、各施策で設定をしているので最初の方に記載している。それから関連する資料のグラフなど必要と思われる資料は、この本文の中で入れ込めるものであれば入れ込み、もし、入れられなかった場合は、巻末に資料編を作る予定なので必要に応じ、対応していきたいと考えている。

【委員】

了解した。

【会長】

他の委員はいかがか。

他に質問がないようなので先に進めるが、後ほどでも結構なので、何かあったら挙手を願いたい。

それでは次に各論の A 全ての人に優しい、“生涯安心なまち”に入る。まず A-1、健康を育むまちづくりについて事務局から説明願いたい。

【企画総務課長】

9 ページをご覧いただきたい。

ここでは、基本計画の位置づけと、各論の構成、それぞれの項目の説明を記述している。

まず、各論の位置づけでは、基本構想で定めた 6 つのめざす姿を達成するために、それぞれ関連する重要な施策を定め、さらにその施策を元に行政が取り組む内容を単位施策としてまとめたことを記述している。

この基本構想・基本計画の下に、具体的で予算的な裏づけのある様々な事業を実施計画

としてまとめるが、実施計画は基本構想でも説明したとおり、本総合計画書とは別に毎年策定する予定である。

次の各論の構成と項目については、9ページの表と合わせ、11ページ・12ページを参照してご覧いただきたい。

まず、11ページは、一番上に施策名を記述している。その下に基本方針とあるが、ここでは9ページの表に説明があるように、当該施策の取り組みの方向性を示すものを記述している。その下の目標指標は当該施策の進捗状況を管理するための、計測可能な目標を設定している。詳細についてはこの後の施策ごとの説明の中で触れていくが、23のすべての施策を通して、市民意識調査を用いた統一的な目標指標を設定し、そのほかに、施策全体の進捗を測るものに限らず、進捗状況を図る1つの目安になるものを設定している。キーワードはその横に記載している主な背景事象や、単位施策と主な取り組みに関連のある事項を短い言葉でまとめたものであり、この施策で書き込まれている内容が端的にわかるような索引的な役目もある。

主な背景事象は、本市が施策を講じる上で大切な背景や現状、課題などを整理したものである。単位施策と主な取り組みでは、主な背景事象を踏まえ、本市が取り組むべき内容を記載している。最後に当該施策に関連の大きい主な個別計画の名称を参考に記載している。このような構成で、23の施策すべてについて、見開き2ページでまとめている。

10ページをご覧いただきたい。めざす姿の1番目「すべての人にやさしい生涯安心なまち」をA章としてまとめている。

A章は4つの施策で構成しており「A-1健康を育むまちづくり」は、市民の健康づくりに関連することや医療体制について、「A-2健やかな子育て・子育て環境づくり」は、子育て支援策や保育環境について、「A-3高齢者の暮らしの安心・生きがいくづくり」は、介護保険制度や高齢者が安心して暮せる支援策など、「A-4誰もが安心して生活できる環境づくり」は、ノーマライゼーションの考えを中心に、弱者にもやさしい環境をつくる施策などを掲げている。

11ページ・12ページをご覧いただきたい。11ページの左端と12ページの左端に記載のローマ数字は、それぞれ同じ数字の「キーワード」・「主な背景事象」・「単位施策と主な取り組み」が繋がっていることを示している。

この案文では横に一直線にならんでいないため、つながりがわかりにくいと考えて記載している。総合計画書として編集するときは関連のある写真なども入れ、全体的に見やすいレイアウトで作成したいと考えているのでご理解いただきたい。

説明の順番だが、はじめに左のページの「基本方針」、次に「主な背景・事象」と「キーワード」、そして右側のページの「単位施策と主な取り組み」、最後に左側のページに戻り、「目標指標」という流れで説明させていただきたい。

ここで、何点か修正を願いたい。まず11ページだが、目標指標の欄があり、現状値の年度が平成26年、「H26」を最新のH27に修正いただきたい。

次に、キーワードのⅠの枠の中に、黒丸の２つ目、妊婦・出産・子育てとあるが、妊婦ではなく、妊娠に修正願いたい。

次に、Ⅲの主な背景事象の上から２行目に、医療制度とあり、また、同じブロックの下から２行目に保険制度とあるが、どちらも医療保険制度と修正いただきたい。

それでは、「A-1 健康を育むまちづくり」について説明したい。この施策の基本方針として、「市民の健康への関心を高めて自発的な予防と健康管理を促し、保健・医療体制の連携を強化することで市民の“健康寿命”を伸ばします」とした。

いつの時代でも健康への関心が高い背景は、「いつまでも健康で長生きしたい」という、願いの表れでもあり、健康志向が高まる中、ストレス社会といわれている近年においては、心と体の両面からのさまざまなケアが必要とされている。また、少子高齢化の進展により、さまざまな保健、医療ニーズはさらに高まると予想される。

このような社会的背景の中、本市として、特筆すべき背景事象を取り上げ、ⅠからⅢにまとめて記載している。

Ⅰの主な背景事象では、生活習慣の改善による病気の発生抑制や、各種健康診査の受診などによる、早期発見・早期治療といった予防医療の重要性の高まり、妊娠・出産・子育てというライフステージでの切れ目の無い支援の必要性、そして、本市では中核市への移行を表明していることから、保健・福祉分野での権限委譲が予定されており、関係分野の連携強化の必要性などを記述している。

また、Ⅱでは、本市は多くの医療機関が存在するものの、市民の健康意識の多様化による医療ニーズの高まりに応じた医療体制の充実が必要であることなど、Ⅲでは、高齢化の進展により医療にかかる費用の増加が見込まれ、医療保険制度の充実と、安定した運営が必要であることなど、本市が今後も取り組むべき課題として認識している事象を記載している。

キーワードでは、右ページの「単位施策と主な取り組み」も含め、特に列挙しておく必要がある、あるいは、特に印象的と思われる内容を端的に表現したものをそれぞれ挙げている。なお、このキーワードについては、事前に行ったSWOT分析も参考にしており、強み、弱み、機会、脅威という、いずれかの観点をもとに抽出し記載しているので、プラス要因だけでなく、マイナス要因にあたるようなキーワードも含まれる。

次に、12ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。

背景事象を受け、まず1つ目は「保健・予防活動の推進」を単位施策とし、取り組みとしては、市民一人ひとりの健康意識を高める予防啓発活動や、妊娠・出産・子育てというライフステージの流れにおいて、切れ目なく支援する環境の整備、また、中核市移行にあわせ、保健所を設置することにより、地域の実情に応じた保健衛生サービスの充実を図ることを記述している。

中核市へ移行することで保健・福祉分野の多くの権限が埼玉県から委譲され、一層、市民に密着した保健・予防活動が可能になります。さらに、感染症による健康危機などにも、

保健所を設置することや、権限が委譲されることで迅速な対応が可能となることも記載している。

2つ目には「医療体制の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、様々な医療ニーズに対応するため、万が一に備えた救急医療体制や地域の医療体制の充実を図り、市民が安心して医療を受けることが出来る体制を強化することなどを記述している。

3つ目は「医療保険制度の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、高齢化の進展や医療の高度化による医療費の増加の中で、安定した医療保険制度の運営を目指す、そのためには、各種特定検診などの受診率を上げ、疾病の早期発見や日頃からの生活習慣の改善などをおし、医療費そのものを抑制するとともに、国民健康保険税（料）などの収納率向上を図り、財源を確保することが必要であることを記述している。

これらの取り組みを着実に推進することにより、基本方針で示された方向性に沿ったまちづくりをめざすものだが、その進捗状況をはかるために目標指標を設定している。

先ほど項目の説明でも述べたが、すべての施策に共通した目標指標として、様々な取り組みにより各施策の推進が図られていると感じている市民の割合を設定する。毎年実施している市民意識調査の中で、その傾向を把握し、その数値を伸ばすことを、目標指標の1つとした。

これまでは、各施策の満足度について、市民意識調査の項目に入れていたが、「満足・不満足」という形で回答を求めていたことから、施策によっては「対象者でないので満足・不満足かわからない」と回答をいただけなかったことが想定されたので、設問・回答方法には工夫をしていきたいと考えている。また施策をとおして一律の聞き方ではなく、それぞれの施策について回答しやすい質問を設定する予定である。

また、この統一的な目標指標の現状値、目標値は全ての施策で空欄になっているが、今年の8月に、当該の質問を盛り込んだ市民意識調査の実施を予定しており、その結果を受けて、整理・調整した後、皆様に報告させていただきたい。

この指標以外に、施策によって1つか2つ、数値化が可能で、以降、毎年の進捗状況が測れるものを設定しているが、ここでは、川口市民の健康寿命の年数を伸ばすことを目標指標として定めている。

現状値は平成24年度の数値となるが、男性が15.98年、女性が19.09年で、目標年度の平成32年までに、男性17.30年、女性20年をめざすものである。

この目標値は、埼玉県5カ年計画で目標としている数値と、同じ年数を設定した。

埼玉県は、厚生労働省が示している「健康寿命」とは異なり、65歳以上の方が要介護2以上になるまでの期間（年数）を健康寿命と定義しており、例えば、80歳で要介護2以上に認定された場合は、健康寿命は15年となる。

この目標指標は、市民の健康を育むための様々な事業を進めることで、その成果として市民の健康寿命が延びるという施策全体の進捗に関わるアウトカムの指標となっている。

最後に、この施策に関連する個別計画として、「川口市健康・生きがいがづくり計画」と「川

口市食育推進計画」を記載している。説明は以上である。

【会長】

施策 A—1、健康を育むまちづくりの説明について質問・意見があったら挙手を願いたい。

【委員】

11 ページの目標指針の、川口市民の健康寿命の表示の仕方だが、これは埼玉県の方針をなぞっているようだが、厚生労働省が発表している健康寿命は「元気に生きられる年数」を指している。厚生労働省が発表している数値は都道府県ランキングも発表になっているので、表を見たときに、この 15.98 とか 19.09 という数値は非常に説明が難しい。健康寿命そのものを載せるわけにいかないか。

また、目標値の平成 32 年のところで、昨年、日本再興戦略を政府が発表しており、当戦略では、東京オリンピック・パラリンピックの 2020 年までに、健康寿命を 1 歳以上伸ばすべきだと発表していて、その意味からも、例えば女性の部分で、19.09 から 20.00 では 1 歳も伸びていないため、目標値の設定を考えてもらいたい。

【健康増進部長】

指摘のとおり、厚生労働省では健康寿命というのは 0 歳から健康に過ごせる期間が何年と示している。ただ、その数字は県の数字と政令市の数字までは示しているが、各市の数字が取れないものである。

それから、今、川口市の健康生きがいつくり計画を平成 26 年度から 10 年間定めているが、中でも、埼玉県の 5 カ年計画と合わせて、埼玉県の内部の数字を使っており、毎年数字が取れるものとしてはこちらを使っている。また、国の戦略等との相違ということであるが、これについても目標値は、埼玉県健康長寿計画を平成 25 年から 3 カ年計画で作っており、その中で、具体的に数値として挙げているものであり、こちらと合わせて、目標値を定めていければと思っている。

【委員】

埼玉県の方針に沿ってということなので、先ほどの「要介護 2 以上」という言葉等を説明書きに書いておいたほうが良いかと思う。また、特に女性の健康寿命、目標値が 20.00 ということで、やはり国の日本再興戦略に沿って 1 歳以上延伸ということを目標に考えているため、1 歳以上に持っていったほうが良いのではないかと思う。

【健康増進部長】

この数値については検討させていただく。

【企画総務課長】

健康寿命の説明という件については、用語説明の中で説明を加えていきたい。これは巻末の方になると思う。

【会長】

他にはいかがか。

【委員】

単位施策の主な取組みの「医療体制の充実」について、ここに書いているようなきれいなかたちで充実しているかということ、現実には、地域の医療機関との連携がよくできているか疑問がある。

医療センターは現実として人材が不足している。実際 530 床ベッドがあり、30 床を救急救命に使っているが、実際、医療センターの稼働率はどうなのか。高度な医療を担う、急性期病院と言っても、実態が伴っていないのではないか。実際の話を知りたい。

【医療センター事務局長】

26 年度末の数字だが、入院、外来合わせて 51 万 7,000 人が受診している。入院は 86.45% のベッド利用率である。ご指摘の 539 床のうち、去年の 6 月に休んでいたベッドを稼働させ、520 床まで稼働させている。その後、今年 6 月に新たに 9 床稼働させ、529 床は使えるようになる予定である。それに合わせて、看護師の体制なども対応できるように院内で検討している。

【委員】

今の数字は現在の状況だと思うが、これから順天堂病院の話もある中、また、工業病院や済生会病院も建替えなどを行っている中、行政が経営している医療センターをきちんと整備していくことによって、高度な医療の充実と入院しやすく働きやすい環境を作っていくといった取り組みをしてもらいたいと思い、質問した。

【委員】

1 点質問させていただく。12 ページの関連する個別計画について、これらの計画は条例に基づいて計画を作っていると思う。また、法律で市町村が計画を作るよう定めているケースもあれば、新たに条例を作って計画を作るというパターンもあると思うので、計画の他に、根拠となる条例を入れると、より分かりやすくなると思う。ただ、大変な作業になるかと思うがその辺はどうか。

【企画総務課長】

関連する根拠の条例については、数が大変多く全て網羅して載せるというのは難しい状況である。それに基づいた計画をここに載せることで、ご理解いただきたい。

【委員】

了解した。

【会長】

他の委員はいかがか。

【委員】

12 ページ、医療体制の充実で緊急医療体制、地域医療体制の充実、また連携強化を謳っているが、これ自体に異論があるわけではなく、最近、医療機関で、緊急で運び込まれて、なかなか受診をしてもらえないというケースが多く聞かれる。これは全国的な課題でもあり、救急車の利用の仕方という問題にも関わると思うが、一方で、やはりこの辺の記述が、医療体制の充実として、川口市としては、医療センターが、公的機関、公的病院として位置づけられているということ、はっきり打ち出してはどうかと考えている。

民間の医療機関で全てできるのであればいいが、なかなかそうもいかない。採算が合いづらい診療科目、また、救急医療などはそれにあたると思うが、そういったところには公的責任も含めて、医療センターがある程度役割を担うという方向を示すことも検討してもらいたい。

【医療センター事務局長】

川口、蕨、戸田の埼玉県の南部医療圏の中で3次救急医療を担えるのは医療センターだけである。医療センターを中心に書こうと思えば書けると思うが、戸田中央と済生会も2次救急の指定を受けているので、その辺を踏まえてこういう書き方かと思っている。

【委員】

確かに川口だけという視点でないのはよく分かる。また、近隣の自治体の拠点となる病院と連携するということの大切さもあるが、なかなか民間では担いづらい部分だと思う。必要な医療体制を用意しなければいけないという社会的なニーズとのバランスを取ろうと思うと、今後の中長期の課題を捉えて目標を設定する総合計画において、医療センターの役割を書いていく必要があると思う。だからこそ、市としても医療センターを支えなければいけないということになると思うので、検討をいただきたい。

【医療センター事務局長】

医療体制の充実のところに 2 点あるので、どこに入れたらいいかも含めて関連部局と調整のうえ検討したい。

【委員】

医療センターについては高次医療病院である。人口が 700 万ちょっとの埼玉県は、7つの救命の病院が必要なである。この近辺では越谷の獨協病院など 100 万人で 1 つである。

そういう高度な医療体制として当時、500 床のベッド数を確保した。そのことを、十分考えた上で、医療センターが今後もう 1 回原点にかえてハード面、ソフト面も含めて、体制を整えてほしいと思う。

【会長】

医療センターについて、先ほどの意見と今の意見と両方あわせて検討していただきたい。他の委員はいかがか。

【委員】

目標指標については、一般市民もこの計画を見らと思うので、分かりやすい指標を挙げていただきたい。

2 点目は、5 年後の目標値について、担当者も変わることもあるため、その目標値を定めた根拠を明確に定めたほうがよいと思う。

【企画総務課長】

担当部局と調整してなるべく分かりやすく、そして、施策の進捗を測れるものということでシンプルに分かりやすい計画書をめざしている。また、こういった計画書で、目標値について設定の根拠まで書いているものがあまりなく、資料だらけになってしまうことは避けたいと考えており、その範囲内で理解いただけるようには考えていきたい。

【会長】

他にはいかがか。

【委員】

一番上の基本方針だが、ちょっと分かりにくいと思う。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの中身をまとめた内容が基本方針に出ていると思うが、自発的な予防と健康管理とあるが、予防と健康管理は何が違うのかよく分からない。

また、保健医療体制の連携あるが、取組みとしては医療体制を充実させるとか、保健体制を充実させるということが大きな目的の一つになっているので、連携というよりも充実

させるということを明確に基本方針の中に書いたほうがよいと思う。

【企画総務課長】

基本方針は健康を育むまちづくりを施策として進めるために、こういった方向性をもってそれぞれの事業に取り組んでいくかという視点で文言をまとめたものだが、分かりにくいという表現については改めて確認する。

【会長】

他の委員はいかがか。

【委員】

11 ページのⅢの主な背景事象で、医療費の抑制という言葉が使われており、12 ページのⅢの医療費を抑制すると共にという表現だけだと、市民に対する医療サービス等が制限されると捉えかねない。この意図は医療機関に重複受診するとか、あるいは、その結果として、薬が過剰投与されているとか、そういうシステムが機能した結果として、医療費が少なくて済むということだと思うので、誤解されないように表現を考えてもらいたい。

目標指標のところ、各種の健康診断の受診率なども分かりやすい指標になると思う。また、国民健康保険財政の保険税の収納率は、埼玉県が一番低くて川口市がその中でも一番低いという現実があるので、収納率を目標指標に入れて何%まで向上させるのだ、市民も市民の義務として納税するのだという、そんな考え方もあると思う。

【企画総務課長】

答えの順序が後ろからになってしまうが、収納率については65 ページの行政運営の基盤強化という施策で、市民税の収納率とともに、国保税の収納率を挙げている。

【健康増進部長】

医療費の抑制の部分はⅢ取り組みの上部に書いてあり、健診などを受けてもらい、予防を促進することで、重症化する前の軽症の段階で受診することで、医療費の伸びを抑えるといったことが柱になる。それから、今、取り組んでいるのがジェネリック医薬品の活用促進で、そういったことを進めた結果として医療費の伸びを抑制したいと考えている。この文章だけだと、医療費の抑制がいきなり出てきてしまうので、そこは事務局と相談して、分かりやすい表現にする。

【企画総務課長】

健康診断の受診率という指標をもう一つ設定してはどうかという件についてだが、まず目標指標の考え方として、施策を講じたことによって発生する成果の指標、それをアウト

カム指標というが、びたりと合うものがあればそれを使っている。つまり、健康寿命を延ばすという指標を、この施策の中の様々な取り組みを講じた成果として挙げている。

受診率の向上というのは、取り組みによって何か事象が発生する、アウトプットという指標になり、それと組み合わせることは可能だが、ここでは成果指標が一つあるので、あえて載せていないが、この考え方はいかがか。

【健康増進部長】

受診率については、市で確認しているデータが、市町村国保の被保険者のデータになり、市民全体の指標ではないことも含めて健康寿命に絞った。

【会長】

委員、今の受診率の件はいかがか。

【委員】

医療費抑制の表現だが、将来の医療費の削減につなげる手立てとして予防的なことをやるというのが一つのセンテンスで、その結果が医療費の抑制だとすると、そのように理解するのは難しい感じがする。

それよりも、市民に適正な医療機関の受診をしてもらうとか、必要以上に薬をもらってため込むような医療機関の利用をあらためることを喚起することで、無駄な医療費をかけないようにするような視点での取り組みが入っていたほうが良いと感じた。

【会長】

健康増進部と事務局で連携をとって、後ほど検討していただきたい。

ただ今の各委員からの意見を踏まえて検討、調整の必要な事項については、調整が整い次第、今後の審議会において、事務局から報告をさせるということによろしいか。

では、次に進みたいと思う。

【企画総務課長】

13、14 ページをご覧ください。

ここでも訂正をさせていただきたい。まず指標のところ、ここも現状値が平成 26 となっているが、平成 27 に修正させていただきたい。また、これ以降全ての指標について、H26 を H27 に修正させていただきたい。

それから、もう 1 点、14 ページの I、子育て支援の充実の下から 2 行目に、就労環境を促進するという記述があるが、これを就労環境の整備を促進するというふうに、整備を入れていただきたい。

「A-2 健やかな子育て・子育て環境づくり」では、基本方針として「健やかな子どもの

成長を支え、子育て・子育てといえは川口市と言われるような、安心して楽しい子育て・子育て環境を整えます。」とした。

現在の子育てを取り巻く環境は、核家族化、共働き世帯の増加、地域の人間関係の希薄化などが、特に大きく影響している。

これら様々な現象は、それぞれ独立した問題ではなく、全てが絡み合っ子育て環境に影響を与えており、このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象をⅠからⅢにまとめた。

背景事象のⅠでは、子育てをする親の負担や不安などが増す中、遊び・相談・情報交換の場を提供してきたこと、また、子ども子育て支援制度に対応するため、組織を再編して子育て相談の総合窓口としての機能を充実させたことなどを記述している。

同じくⅡでは、社会情勢の変化が様々な保育ニーズを増加させていることや、待機児童解消加速化プランによる児童の受入枠の拡大に努めていることなどを記述している。

そしてⅢでは、都市化や少子化、核家族化などによる社会情勢の変化が与える子どもへの影響や、放課後の子どもの居場所について、地域の取り組みの必要性を記述している。

キーワードについてはA-1と同様に「単位施策と主な取り組み」を含め、特に列挙しておく必要がある、あるいは、特に印象的と思われる内容を挙げている。

次に、14ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。

左側のページの背景事象を受け、まず1つ目は「子育て支援の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、不安を抱える子育て中の親への支援を目的に、子どもだけでなく親同士も交流できる場を提供し、子育てに関する各種相談や情報提供を充実させるとともに、子どもの送迎や預かりなど、様々な子育てに関するニーズに対応した支援を推進することを記述している。

また、安心して仕事と家庭が両立できるよう、就労環境の整備を促進することで、女性も男性も協力し合っ子育てできる環境の整備に取り組むとした。

2つ目は「保育環境の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、病児・病後児保育、一時保育、延長保育など、就労形態の変化により、多様化した保育ニーズに対応していくこと、また、地域の実情に応じた保育ニーズを把握し、待機児童解消を図るため、保育所などの適正な施設整備を進めると記述している。

3つ目は「児童の健全な育成」を単位施策とし、取り組みとしては、子育ての支援を進めると同時に、子どもが健全に成長する場所をつくることも大切であり、家庭・地域・学校・行政が連携し、子どもの居場所づくりや、子どもの学びの場などの提供に、積極的に取り組むとした。

これらの取り組みの進捗状況を計る目標指標だが、統一の指標のほか、全国的にも課題となっている「保育所の待機児童数」とし、目標値は「0」とした。

待機児童の基本的な定義は、保護者に、就労、就学、介護、疾病、出産等の入所要件があることが前提となっており、その入所要件による待機児童を0にする目標を立てている。

当然、保育所の待機児童数を0にすることだけで、この施策全体の進捗を図れるものではないが、保育所などの施設を適正に整備し、入所要件を満たす希望者の子どもを全員受け入れることは、保育環境の充実を図る取り組みの成果であり、この施策の推進状況では特に重要と考え、設定した。

この、1つの目安としての考え方は、この後のすべての施策における目標指標に関わるものなので、ご理解いただきたい。

最後に、この施策に関連する個別計画として、「川口市子ども・子育て支援事業計画」を記載している。

【会長】

施策A-2、健やかな子育て、子育て環境づくりの説明があつたが、質問、意見はあるか。

【委員】

書かれていることはごもつともで、良い取り組みだと思う。しかし、就労、特に子どもが生まれた後や、その時に企業の理解や支援が必要で、変則の労働時間の是正や、短時間の正社員を認めるなどもの取り組みをしていかないと、環境づくりとしては厳しいと思う。

【子ども部長】

指摘の点について、14ページのIの子育て支援の充実の3点目に、安心して仕事と子育てを両立できる就労環境の整備を促進するという表現で記述しているので、ご理解いただきたい。ただし、これを行っていく部局については、庁内のそれぞれ関係する部局になると考えている。

【委員】

就労環境の整備に含まれるということだと思うがちょっと表現が弱い。やはり会社側の理解がないと難しいと思う。

【会長】

その内容については、子ども部と事務局で連携を取って検討していただきたい。
他の委員はいかがか。

【委員】

ひとり親家庭のことを何かしら入れなくて良いのか。基本方針で、子育て子育てといえは川口市と掲げているならば、共働きの親に限らず、ひとり親家庭の視点を入れるのも、必要かと思う。また、Iの主な背景事象の下から2行目、発達障害を含む子育て相談があるが、右のページでは、保育環境の充実の中で、病児、病後児保育など、項目に挙げた保

育形態があるが、障害と認定された子どもが年々増えているのではないかと思うので、障害児保育のことを挙げなくても良いのか。この点はどのように考えるか。

【子ども部長】

まず1点目の一人親家庭については、再度、検討したい。

2点目の障害児保育はそのとおりだが、病児・病後児保育、一時保育、延長保育など多様化する保育ニーズに対応し、という表現にしているが、再度、検討したい。

【委員】

障害という言葉を出すと差別だというような話を聞いたことがあるので、表現がしづらいのかという感覚を持っていたが、可能であれば分かりやすい具体例の方が親も安心するのではないかと思う。

【子ども部長】

今、障害については、親は預けたいという意向が強くなっており、年々増えている状況である。その辺りも含めて検討したい。

併せて、主な背景事象で発達障害を含む子育て相談の、という記述があるが、相談に来ている保護者は自分の子どもに障害があると認識していない場合があるので、発達障害と言い切ってしまうと問題があるかもしれない。発達に関わることを含むというような柔らかい表現に変えたいと思う。

【企画総務課長】

確認だが、Ⅰの背景事象の内容の質問なので、単位施策と主な取り組みについてもⅠになる。Ⅱの病児、病後児保育の方に入れるのではなく、Ⅰの子育て支援の充実の各種相談、情報提供の場を充実させていくというあたりで捉えているので、特に発達障害というような表現はないが、対応するところはⅠなので、こちらに書き込んでいる。

【会長】

子ども部と事務局で検討していただきたい。

他の委員はいかがか。

【委員】

14ページのⅠ子育て支援の充実の3番目だが、女性の社会進出に伴って求められる男性の家庭参画を促進しという表現だが、男性の家庭参画については女性の社会進出ということに限らないというふうに考えるので、この文言は削って就労環境の整備を促進するとともに、いつでもどこでも安心して子育てしやすい環境を促進しますとしてはどうか。

最後の「促進します」は、実行するのが民間になるので、作ります、という言い切り方でいいのかという疑問があったため変えてはどうかと思う。

【企画総務課長】

ここでは、女性が社会に出て働く際に、子育てが足かせになって出られない状況があっ
てはいけないため、男性の家庭参画を推進してほしいという内容だが、まず、就労環境の
整備を促進するということに特化したので社会進出といういい方をしている。しかし、
誤解のないように、文言についてはもう一度整理をしてみたい。

【会長】

他の委員はいかがか。

【委員】

14 ページの I 子育て支援の充実の 1 つ目。子どもや、その親同士の交流の場を提供とい
うことは非常に大事だと思う。特に、出産直後、中でも第一子の場合、日本では大体夫が
仕事に出ているので、母親が自宅で見ることが多いが、多くの場合、核家族化してしまっ
ているので、相談の場がないため行き詰ってしまって、それこそ、ネグレクトなどの児童
虐待の入口にもなるということが指摘されている。

まだまだ交流の場が少ないと思っている。うちは 0 歳 3 歳の子どもがいるが、運がよく
近所に 2 軒もこういう相談ができる場があったが、ない地域は本当はないので、うちは戸
塚だが、安行の方から、わざわざ来るという母親とも接した。ぜひ、場の数を増やすとい
うことを文言として入れてもらえないかと思う。小さな子どもを抱えた母親が、遠距離を
移動するのは難しい。

車を持っている人はまだしも、首の据わっていない子を自転車に乗せるわけにもいかに
なくて、本当に移動距離というのは限られるので、場を増やすという記述を是非入れてい
きたい。

2 点目。その下の保育環境の充実の中で、など、とはなっているが、病児、病後児保育、
一時保育、延長保育などと、日曜、祝日に働いている人が多いため、休日保育という話も
ここに入れざるを得ないのかなと思う。

しかし、その前段として労働環境が許すのであれば、こういうことがなくてもいい社会
状況が、本来あるべき姿だと思うが、一方で現実には休日保育を受け入れざるを得ないよ
うな就労形態かと思うので、その辺を是非文言として入れてみてはどうかと思う。

3 点目だが、同じく 1 つ下の児童の健全な育成の一つ目で、児童の放課後の居場所づくり
という点で、川口は全ての学校に学童という留守家庭保育室があり、それは恵まれた環境
で、市の取組みの成果かと思うが、一方で今、問題になっている一人親家庭の話などで
よく貧困というキーワード出て来るが、最低限の食事、最低限の学力すら身につけられ
ない

小学生が出てきているという指摘がある。学童という場をうまく使うという点で、食事までは難しいかもしれないが、最低限の学力を身につける助になれないものかと思う。

4つ目。その下の子どもが自ら育つ力～ の児童センターだが市内に3カ所だと思うが、これではなかなか対応しきれないのではないか。子どもを受け入れる場を今後は確保していくといった方針を総合計画に入れることは、川口市として子育てを大事にするまちだという点でも大事な点かと思うので検討願いたい。

【子ども部長】

1点目の交流の場で、子育て支援拠点が非常に少ないという指摘があったが、リアでおこなっている集いの広場や公民館、親子の遊びの広場など50カ所近く事業としてやっている。これは周辺市に比べても非常に多い状況にはなっているが、この中で謳っている保育環境の充実というところから考え、保育所に行っている子どもに比べて、保育所へ預けていない世帯がまだ3分の1ある。年間大体5,000人強ぐらい子どもが生まれ、0から5まで考えると6学年で約3万人いるが、主に0歳児を中心に約1万2,000人が、両親で面倒を見ている。

そういう人たちが利用できるような子育て支援拠点は増やしていかなくてはならないと考えているが、それが提供しという表現になっている。

そして、2点目の休日保育については、確かに需要はあるが川口市の場合は事業計画を策定するときの調査でも非常に少ない状況になっている。こうした中、まずどこに保育環境の充実をさせていくかという、総花的にやるのか、それともまずは待機児童の解消をしていくのかというところがあるので、保育所など、という表現にしているところである。

児童センターについてはハコモノなので、施設マネジメントの関係で建て替えや更新した中で、地域によって必要な場所については更新、新設という考えを持っているが、それを見守りセンターなどの取組みをさらに充実し、と表現しているのでご理解いただきたい。

【学校教育部長】

3点目の放課後の児童クラブ、いわゆる学童について、居場所づくり、最終的に見守る環境を整えますということについて事務局と調整したい。

【委員】

何点か。まず先ほどの、親子の、親も含めた交流の場の提供について、一定程度やられている認識はある。また各公民館でも実施されていると認識しているが、小さな子どもを連れた親の行動範囲というのはかなり限られるというところをぜひ行政としても認識して、場を増やすとあって、いろいろ聞き方によっては、交流の場を提供し、に場を増やすという趣旨も入っているということではないか。

併せて、休日保育についても、「など」ということで包含をしているということか。また最後のところの児童センターの増設についても、充実というところに包含をするという意味と理解をされていてよいのか。

【子ども部長】

1点目の交流の場を提供し、は、そのとおりで増やしたいという意図は持っている。

次に、などは、そういう休日保育も含まれるが、まずやっているのは第1番目に待機児童を大きく考えているということである。児童センターは親との関わりもあるので、実施計画の中で十分検討していく項目だと考えている。

【会長】

他の委員はいかがか。

【委員】

保育環境の充実だが、この中で、地域の実情に応じた保育ニーズを把握し、適正な施設整備を進めますということで、待機児童などが出ているが、本市には事業所による大型の施設がどんどんできている。例えば近年、介護施設の老人ホームなどには、母親たちの仕事に介護支援が入っているが、学校の場合は昔から本市は学童が進んできた。こういう施設に遠く離れて預けて戻ってくるのは大変だと思う。事業所にそういう施設を、例えば、介護施設の場合だと常時、2交替、3交替ぐらいになって60人から70人ぐらいが働いている。その中で、ほとんど8割ぐらいが女性である。そういう施設の中に保育所の整備ができるのであれば、新しいかたちになると思う。

例えば、大きなスーパーなどもそうだし、医療センターには既に看護師に対して、そういう施設がある。

民間の中の事業所にも施設を整備できるような新しい取り組みが必用ではないか。保育所は公営だけではなく、企業の中にも必要であるというような、保育ニーズの多様化に対応した、移動時間も少なくすぐ仕事に就けて、終わったらそのまま帰れるというような設備を民間施設にもできればと思っている。

【子ども部長】

いわゆる企業内保育には、既に県から補助金が出ており、その周知も行っている。川口では、ヤクルトが、それぞれの営業所で企業内保育を有している。また、もいくつかの病院にもある。また、企業内保育で社員以外の子どもを預かることに対する別枠の補助制度もある。これらは既に行っている事業なので、書き方としては保育所などのなどで括っている。ここでは、通常の認可保育所の他、19人以下の小規模保育施設、認定こども園など様々な保育所の形態が入っているということと理解いただきたい。

【会長】

文言の話になってしまったが、子ども部と事務局とで相談していただきたい。

それではこの問題について、先ほどと同じように各委員から出た意見を、検討調整の必要な事項について、調整が整い次第、今後の審議会において、事務局から報告いただきたい。

それではA-3、高齢者の暮らしの安全、安心、生きがいくりについて、事務局から説明願う。

【企画総務課長】

15ページ・16ページをご覧いただきたい。

「A-3 高齢者の暮らしの安心・生きがいくりに」について説明させていただく。

まず、この施策では、基本方針として、「急速な高齢化が進展する中、住み慣れた地域で高齢者が元気に生きがいを持ち、いかなる心身の状態にあっても、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。」とした。

高齢化の進展は、我が国の社会情勢に大きな影響を与えており、認知症や独居高齢者をサポートする一方で元気な高齢者の生きがい作りなど、高齢者福祉への取り組みがますます重要性を増しており、地域包括ケアシステムなどの新しい体制の構築が進められている。

このような社会的背景の中、本市として特筆すべき背景事象をⅠからⅢにまとめた。

背景事象のⅠでは、高齢者の1人暮らしや認知症の増加に加え、地域コミュニティ機能が低下し、生活に不便を感じる高齢者の増加などの状況を記述している。

同じくⅡでは、需要の高まる介護サービスや、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築の必要性などについて記述している。

そしてⅢでは、元気な高齢者による健康や生きがいくりにへのニーズの高まりなどについて記述している。

また、ここでもこれらの「主な背景事象」と右のページの「単位施策と主な取り組み」から、関係するキーワードを挙げている。

次に、16ページの単位施策と主な取り組みをご覧いただきたい。

1つ目には「高齢者福祉の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、先ほどの背景・事象で述べたようなことから、単身高齢者など、日常生活に困難を感じている高齢者に対し、必要な支援や対策を進めるとした。このことは、日常生活に困難が生じ、住み慣れた地域から離れることを余儀なくされないよう、基本方針にも掲げている取り組みである。

2つ目は「介護事業の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、介護保険事業者を育成し、介護サービスの質の向上を図るとともに、高齢者が要支援や要介護状態にならないよう、介護予防の取り組みも推進するとした。

また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、元気な高齢者が地域を支える仕組みを作ることも重要で、そのようなことも含め、多様なサービスを提供で

きる地域包括ケアシステムを構築していくことを記述している。

3つ目は「社会参加の場と機会の充実」を単位施策とし、取り組みとしては、アクティブ・シニアといわれる元気な高齢者の生きがいきづくりや、悩み事の相談体制などを整備し、心豊かな生活が送れるように支援することを記述している。

生きがいきづくりとしては、レクリエーション活動や、老人クラブなどの地域の活動を支援し、単身の高齢者でも積極的に人と関わる環境づくりにも取り組み、また、単なる生きがいきづくりだけでなく、高齢者が長年の間に培った経験や技能などを生かせる就労環境づくりを支援していくことも、大切な取り組みと捉え記述している。

これらの取り組みの進捗状況をはかるために設定した目標指標は、統一の指標のほか、2つ目の目標指標として「要介護認定を受けている高齢者の割合」を定めた。

現状値はH26年度「14.5%」で、目標値は「17.9%」としている。

この指標については、平成27年度からスタートしている「第6期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の中で、目標値について定めているので、その数値を用いている。

要介護認定を受けている高齢者の割合は、急激に上昇していくことが見込まれているが、要介護にならないよう予防などの事業、支援に取り組むことで、上昇をできる限り抑制していくことを1つの成果として捉え、この指標を設定したものである。

3つめの目標指標、「生活機能が低下した高齢者の介護予防教室の参加者数」は、要介護にならないよう予防することを目的として開催する事業に、なるべく多くの方に参加してもらうことを目標としたもので、2つめの目標指標の達成とも関連するものである。最後に、この施策に関連する個別計画として、「第6期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を記載している。

【会長】

事務局からA-3、高齢者の暮らしの安心、生きがいきづくりの説明があったが、各委員から意見や質問はあるか。

【委員】

15 ページの目標指標について、要介護認定を受けている高齢者の割合が14.5となっているが、これも先ほどの健康寿命と同じく男性と女性を分けて目標値を掲げて、男女別の要介護認定比率を出した方が、より具体的になるのではないかと思う。

16 ページのⅢの社会参加の場と機会の充実の中の2つ目、レクリエーション活動とあるが、要介護認定などを考えるとスポーツが非常に重要で、スポーツ・レクリエーション活動の方がよりふさわしいと考える。秋にはスポーツ省も立ち上がるので検討してもらいたい。

【福祉部長】

まず1点目の男女別の介護認定を受けている割合だが、データがうまく拾えるかどうか確認してみないと分からないが検討したい。また2点目の、レクリエーション活動のところにスポーツ、運動という視点については、体を動かすことは大切なことだと意識しているので、再度、検討したい。

【委員】

スポーツや、介護予防等の施策が非常に今後大事になってくると思う。

65歳以上の介護認定の割合が14.5%という現状値は、おそらく、川口の施設に入っていて住所は市外という住所地特例者も含んでいるのではないかと思うので、このあたりを調べてもらいたい。

【会長】

他の委員はいかがか。

【委員】

16ページのⅡ介護事業の充実で、聞き慣れない用語や見慣れない用語がある、例えば地域包括ケアシステムなどという言葉は知っている人は知っているが、分からない人も多いと思うので、具体的なことをカッコ書きとか、説明を入れておくのも一つの方法ではないか。

また、介護の中では特に地域包括支援センターなどは重要だと思うが、その言葉も市民は聞き慣れてない人が多いと思う。老人クラブの会合でも包括支援センターについて聞くと知らない人も多くいたので、周知のために入れるのもいいのではないかと思う。

Ⅲの社会参加の場と機会の充実について、市内のほぼ全地区に長寿俱樂部というのはあるかと思うが、会員数が多いところと少ないところがある。1人単独で自分なりの生きがいづくりをやっている人も多い中で、老人クラブに入ると友達も増えたり、良いことが多く、加入を促すことも大事ではないか。また、生きがいづくりと書いているので、経済部で作成したお散歩マップを介護予防の事業の一つの視点として入れても良いのでは。高齢の方でも、自分なりのルートで散歩している人が多い。散歩の重要性が出てきており、役立ててもらえればという思いがある。いくつかの自治体、健康社会あるいは健康寿命を延ばすというような方針を出している自治体は特に、散歩という視点が入っていたので、検討いただきたい。

【福祉部長】

一点目の聞きなれない言葉については、事務局と相談していわゆる補足説明というようなものがあるのか、また別の表現がいいのか検討させていただきたい。

ただ、例えば地域包括の、そのシステムについて細かく説明してしまうとだいぶ長くなってしまふこともあるのでよく検討したい。

また老人クラブや散歩という視点については、確かに体を動かすことで、要介護に入る以前の予防介護という視点では重要となるが、ここだけを具体的に表現するというのは細かい内容になり、これは今後の事業展開の一つとして十分認識していきたい。

また、地域包括支援センターについても役割が分かるような表現を検討させていただきたい。

【会長】

他の委員はいかがか。

【委員】

15 ページの I の主な背景事象の 3 つ目の地域コミュニティが希薄な近年には～は買い物弱者の問題だと思うが、地域コミュニティが希薄な近年では、というのが主な背景ではなく、高齢化に伴い足腰が弱くなって動けなくなってきたとか、小売業が高齢や後継ぎの問題で廃業になるといったことが原因ではないか。

商店の部分は 35 ページの C-3 活気ある商業の振興にも触れていると思う。

したがって地域コミュニティが希薄な近年では、というより、もっと具体的に、体力的な問題とか小売業の廃業といった表現がいいのではないか。

それが 35 ページの商業の問題にもつながってくると思う。

【企画総務課長】

A-3 の捉え方は、キーワードにあるように、地域コミュニティの機能の低下の視点で見た場合にこういったこともあるという書き方である。もちろん高齢者で健康を害して買い物に行けないという人はいると思う。しかし、ここではコミュニティの希薄化により、そういった不便な高齢者が増えているので、もっと地域コミュニティが連携していけば、高齢者たちをお互い助け合える環境を作れるのではないか、そういう視点で書いているが、再度、読み直してみたい。

【会長】

他の委員はいかがか。

【委員】

16 ページの高齢者福祉の充実で、住み慣れた自宅で安心して暮らすことができる環境づくりはそのとおりだが、一方で、必要に応じて施設が利用できる、そういった施設を整備するという側面も大事ではないか。特養に限らず、サービス付き高齢者住宅、グループホ

ーム、いろんな形態があるので、そうしたものも含めた、必要に応じた施設というものの整備も、市として取組むということを、一言加えたほうがいいのではないかと思うがいかがか。

【企画総務課長】

そういった視点を含めて、Ⅱの介護事業の充実でそのことを含めた内容で書き込んだつもりだがいかがか。

【委員】

含めたという気持ちは理解したいと思うが、少なくともこの2番の介護事業の充実からは、そのことは読み取れなかった。入っているというのであれば、分かりやすさを追求するためにも、文言として一定程度明確にしてもらいたい。

【会長】

事務局はもう1回検討するということでよろしいか。

他の委員いかがか。

だいぶ時間も押して予定時間になってきたが、まだ発言のない委員もいるので、ほかに発言したい方は遠慮なく発言をお願いしたいがいかがか。

それでは以上でよろしいか。

では、今のA-3についても、各委員からの意見を踏まえて、検討、あるいは調整の必要な事項については、調整が整い次第、今後の審議会において、事務局から報告することよろしいか。

本日予定していた内容は概ね審議いただいた。なお、これまでも厳しいスケジュールの中で審議を効率的かつ効果的に進めるために、会議のあとで何か気づいた点があった場合には、各委員から意見を提出できるような機会を設けており、今回も設けたいと思うが事務局、期限などはいかがか。

【企画総務課長】

そのような機会を今回も設けさせていただくが、期限については今回は6月10日の水曜日までとさせていただきたい。意見の提出方法は事務局までファックス、メールまたは電話でも結構である。

【会長】

意見あるいは気づいた点があった場合には、6月10日水曜日までにファックス、メール、または電話で連絡願う。

また、本日の会議で検討や調整となった事項は、事務局で調整が整い次第、適宜審議会で報告をお願いしたい。それでは本日の審議は以上で終了とさせていただきます。

続いて、次回の審議会は既に案内のとおり、7月の16日の木曜日、午前10時から、今回同様、こちらの会場にて開催する。内容については、スケジュールにあるとおり、A-4からB-4までとなるので、事前にご覧いただき、質問あるいは意見等をまとめておいていただければありがたい。

最後にその他について何かあるか。

事務局から何かあるか。

【企画総務課長】

次回の案内だが、会長から連絡があったように、次回も今回と同様、こちらの鳩ヶ谷庁舎で開催するので、車の場合は、こちらの駐車場を利用いただきたい。また、公共交通機関を利用の場合も、次回の開催通知と合わせて案内させていただく。

4. 閉会

・会長より閉会宣言があった。

以上